

平成25年度 第12回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年9月20日（金）午前10時～12時15分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について

報告第1号 任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について

5 議事の公開・非公開

議案を公開とし、報告を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から申請が

あり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

【理学療法士】

- ① 申請のあった職
理学療法士
- ② 採用予定者数
1名程度
- ③ 採用予定日
平成26年4月1日
ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もありうる。
- ④ 申請理由
退職者の発生により欠員が生じるため。
- ⑤ 選定方法
知事部局において任用候補者選抜のための試験を実施。
 - (1) 試験内容
 - ア 1次試験
 - ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会、人文及び自然に関する一般知識、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）についての筆記試験
 - ・専門試験：必要な専門的知識についての筆記試験
 - ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査
 - イ 2次試験
 - ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
 - ・面接試験：個別面接による人物・知識についての口述試験
 - (2) 受験資格
 - ・昭和53年4月2日以降に生まれた者
 - ・理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する理学療法士の免許を有する者又は平成26年4月30日までにこの免許を取得する見込みの者（第48回（平成25年）以前の理学療法士国家試験の合格者については、平成26年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者に限る。）
- ⑥ 人事委員会の判断
上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【職業訓練指導員】

- ① 申請のあった職
職業訓練指導員（コンピュータ制御）
- ② 採用予定者数
1名程度
- ③ 採用予定日
平成26年4月1日
ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もありうる。

④ 申請理由

退職者の発生により欠員が生じるため。

⑤ 選定方法

知事部局において任用候補者選抜のための試験を実施。

(1) 試験内容

ア 1次試験

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会、人文及び自然に関する一般知識、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）についての筆記試験
- ・専門試験：必要な専門的知識についての筆記試験
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

イ 2次試験

- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・面接試験：個別面接による人物・知識についての口述試験

(2) 受験資格

- ・昭和48年4月2日以降に生まれた者
- ・職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に規定するコンピュータ制御科について、職業訓練指導員免許を有する者又は平成26年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

2 議案第2号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

① 規則の名称

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）

② 改正内容等

(1) 交通機関等利用の場合の通勤手当における支給単位期間の特例事由の見直し

◎ 交通機関利用の場合の通勤手当の支給

定期券の通用期間のうち6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（＝支給単位期間）に対応する定期券の運賃等相当額を支給する。

例 通勤にJRを利用する場合、最も期間の長い定期券＝6か月定期の価額に相当する額が、支給単位期間の最初に支給される。

従って、支給単位期間中に退職等の事由が発生すれば、通勤しなかった期間に対応する通勤手当の額（払戻額）を返納することとなる。

ただし、支給単位期間の最初の月の初日において、支給単位期間の終了以前に退職する等の特定の事由に該当することが明らかな場合は、支給単位期間の特例として、6月より短い期間を支給単位期間として定めることができる。

ア 目的

支給単位期間の特例事由として定める事項をより具体的に規定することにより、給与支払者、職員双方の返納又は払戻しの負担を軽減する。

イ 見直しの考え方

返納事由として規定されている事項のうち、支給単位期間の終了前に発生することがあらかじめ分かるものに限り支給単位期間の特例事由として規定する。

ウ 人事院規則の一部改正

国においても、同内容の規則改正が行われた。
 (平成 25 年 3 月 15 日公布、同年 4 月 1 日施行)

<支給単位期間の特例事由と返納事由との比較>

支給単位期間の特例事由		返納事由
現 行	見直し案	
※いずれも返納事由に該当する場合に限り特例事由とすることができる。		
(1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。	(1) 略	○離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の支給要件を欠くに至った場合
(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。	(2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。 ア 大学院修学休業をすること。 イ 自己啓発等休業をすること。 ウ 学術調査等に従事するため休職にされること。 エ 専従許可を受けること。 オ 育児休業をすること。 カ 外国派遣をされること。 キ 海外随伴休暇を承認され、又は海外随伴休暇以外の休暇により勤務しないこと。 ク 公益法人等派遣をされること。 ケ 研修等のために旅行をすること。	○月の中途において ・大学院修学休業をし、 ・自己啓発等休業をし、 ・休職にされ、 (・停職にされ、) ・専従許可を受け、 ・育児休業をし、 ・外国派遣をされ、 ・海外随伴休暇を承認され、 ・又は公益的法人派遣をされた場合 であって、 これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。 ○出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路通勤経路又は通勤方法に変更があること。	(3) 略	○通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。	(4) 略	
(5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。	(5) 略	

(2) 返納事由としての「休職」の定義の見直し

< 現 行 > 休職 = 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職

○地方公務員法
 第 28 条 略

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職にすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休職を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

問題点

・職員の休職の事由を定める条例（以下「条例」という。）で定める事由による休職の場合に、通勤手当を返納する根拠がない。

○ 職員の休職の事由を定める条例

（休職の事由）

第2条 職員の休職の事由は、法第28条第2項各号に掲げる事由のほか、次に掲げるとおりとする。

（1）学校、研究所、病院その他人事委員会規則で定める公共的機関において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

（2）水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明の場合

＜見直し案＞休職の定義を規定せず、事由を問わず全ての休職を返納事由とする。

なお、上記問題点は、平成16年4月関係条文制定時の不備によるものと考えられるが、実際に条例に定める事由により休職にされた職員が交通機関利用に係る通勤手当の返納を要した事例はない。

③ 施行期日

公布日

【質疑】

委員

見直し案の（2）ア～クが実質的に新しいものだと思うが、これまではこのような場合、運用上はどうしていたのか。

事務局

6月分払って返納していた。

委員

ということは、規定がなかったから6月分払ってから返納ということだったが、今後は運用も変わるということか。

事務局

そのとおり。

委員

了解した。

改正後の規定では、定義規定をなくしてしまったということではよいか。その場合、第5条の4の第2項の第2号の「自己啓発等休業」や第5号の「専従許可」は一般的な用語として解釈できるということか。

事務局

定義規定が必要という考え方に変わりはないが、置く場所を変えた。改正後の規定では、これらを第5条の3で定義している。

委員

先に出ているということか。

事務局

そのとおり。

委員

了解した。

3 報告第1号

任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年9月25日（水）午前10時30分から開催することとした。